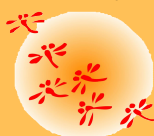


困った時はすぐにご相談を！ 春日部市消費生活センターから のお知らせ

～令和6年 秋号～

発行元：春日部市消費生活センター（くらしの安全課内）



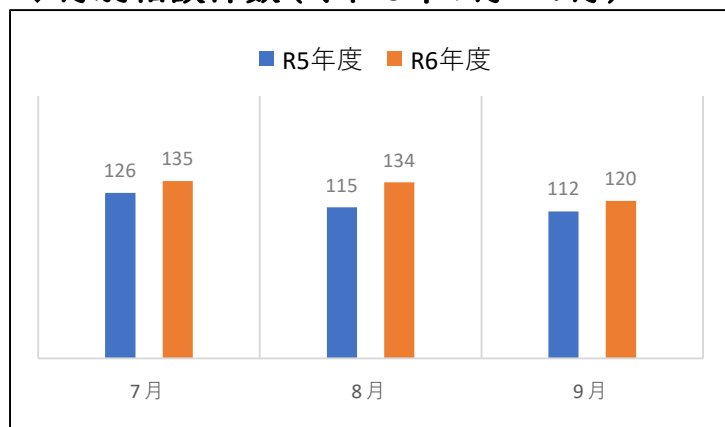
消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が消費生活・契約トラブル等に関する相談を受け付け、問題解決のための助言を行います。

今回は、令和6年7月～9月の相談傾向を中心にお知らせします。ご一読いただき、トラブルに巻き込まれないようにしましょう！

◆消費生活相談件数

令和6年7月～9月	前年同時期	増減	増減率
389件	353件	36件	10.1%

◆月別相談件数（令和6年7月～9月）



給湯器の点検にご注意ください！

・点検を口実に訪問し、不安をあおる等して新たに製品を購入させる手口です。安易に点検に応じないようにしましょう。

・電話口や訪問の際に、「自治体から委託を受けた」「契約中のガス会社から依頼された」等と身分を偽るケースも見られます。

★防犯の観点から、インターホン越しに対応をしましょう！



断るときは一言「お断りします！」

◆商品・役務別件数、相談概要（令和6年7月～9月）

1位	商品一般	36件	<主な相談例> 「〇〇（著名人）と知り合いで儲かる」等と勧誘され、投資名目で振込をしたが、「追加費用を支払わないと出金できない」と言われた。
2位	不動産貸借	18件	<主な相談例> 賃貸アパート退去に際し、クロスの張替え等、高額な原状回復費用を請求された。不納得である。
3位	役務その他サービス	15件	<主な相談例> パソコンでネット検索していたら、「ウイルスに感染した」と突然表示され警告音が鳴った。電子マネーでウイルス除去費用を支払うように要求された。
4位	工事・建築	14件	<主な相談例> 訪問販売で屋根工事を契約したが、親族に相談したところ高額だと言われたのでクーリング・オフしたい。
5位	給湯システム	11件	<主な相談例> 「市役所からの依頼で給湯器の点検をしている。都合の良い日時を教えてください」と電話があった。不審なので情報提供する。

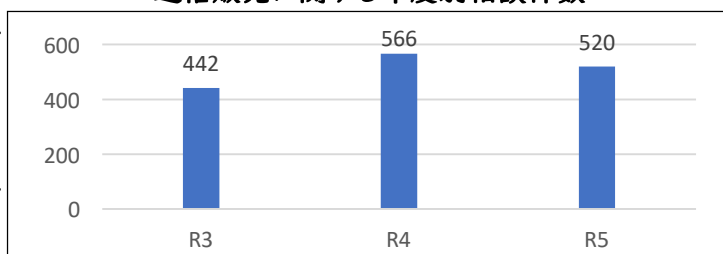
※分類・相談件数等は、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）より抽出しています

◆センターからの注意喚起情報

「1回限りのつもりが定期購入になっていた」等、通信販売に関する相談が大変多く寄せられています。

パソコン・スマホで申し込むときは「最終確認画面」を最後までスクロールして、契約条件を必ず確認しましょう。また、契約条件が記載されている画面はスクリーンショット（スクショ）で保存しましょう。

通信販売に関する年度別相談件数



春日部市消費生活センターの相談員が講話を行いました！



●共栄大学(7月18日)

春日部警察署と連携し、共栄大学新入生にむけて、事件事故・消費者被害等に巻き込まれないための知識向上を目的とした講話を行いました。

実態や仕組みが分からないものは契約しない、友達や知り合いから勧誘されてもきっぱりと断るよう伝えました。



●ふれあい大学(9月3日)

最近の消費者被害や市内の犯罪発生状況・特殊詐欺手口の事例を紹介しながら、防止策・対処法についての講話を行いました。

甘い言葉に乗らないことと、断るときはきっぱりと「必要ありません」「もう来ないでください」と意思表示することが大切と伝えました。

消費生活相談コラム

「ガス器具点検あれこれ」

消費生活相談員 S

ピンポン、インターホンが鳴った。

「ガス給湯器の点検でお伺いしました」と言う。はて？点検を頼んだ覚えは無い。点検の時は、事前にチラシ等で訪問日時を知らせてくれるはずだし、立会いが必要だから急に言われても……。こんな経験はありませんか？

ガス漏れがあると怖いし、器具が古くなっているから、と点検してもらったところ、「ガス給湯器が痛んでいる、交換したほうがいい」と言われたので契約したが、点検に来た人は契約しているガス事業者ではなかった、また、「給湯管も傷んでいるので交換したほうがいい」と、ガスとは直接関係のない工事契約になった、などのトラブルも生じています。

ガス事業法(液化石油ガス法)では、4年に一度以上のガス器具等の点検が事業者により義務付けされており、点検費用は無料で、ガス器具とガス栓の接続状態やふろがま・湯沸かし器の給気・排気状態が適正かどうかを確認します。

ガス事業者が点検するにあたっては、事前に訪問予定日と時間帯を記載した「ガス設備定期保安点検訪問のおしらせ」が配られます。事前にお知らせすること無く点検しますと訪問したり、電話が来ることは原則ありません。

ガス事業者による法定点検と、点検を口実としてガス器具や給湯器等を販売しようとする事業者の点検、ややこしいですが、混同しないようご用心を！

というわけで、突然訪問してきた事業者に対しては、少しでも不安を感じたら「今日は急なので無理です」と断わるのが正解かもしれません。

春日部市消費生活センター(春日部市役所第二庁舎2階)

電話相談受付: ☎048-739-7100

平日午前10時から午後4時(祝休日・年末年始、正午から午後1時を除く)

